
全国中小企業団体中央会資料について

令和5年3月

 全国中小企業団体中央会

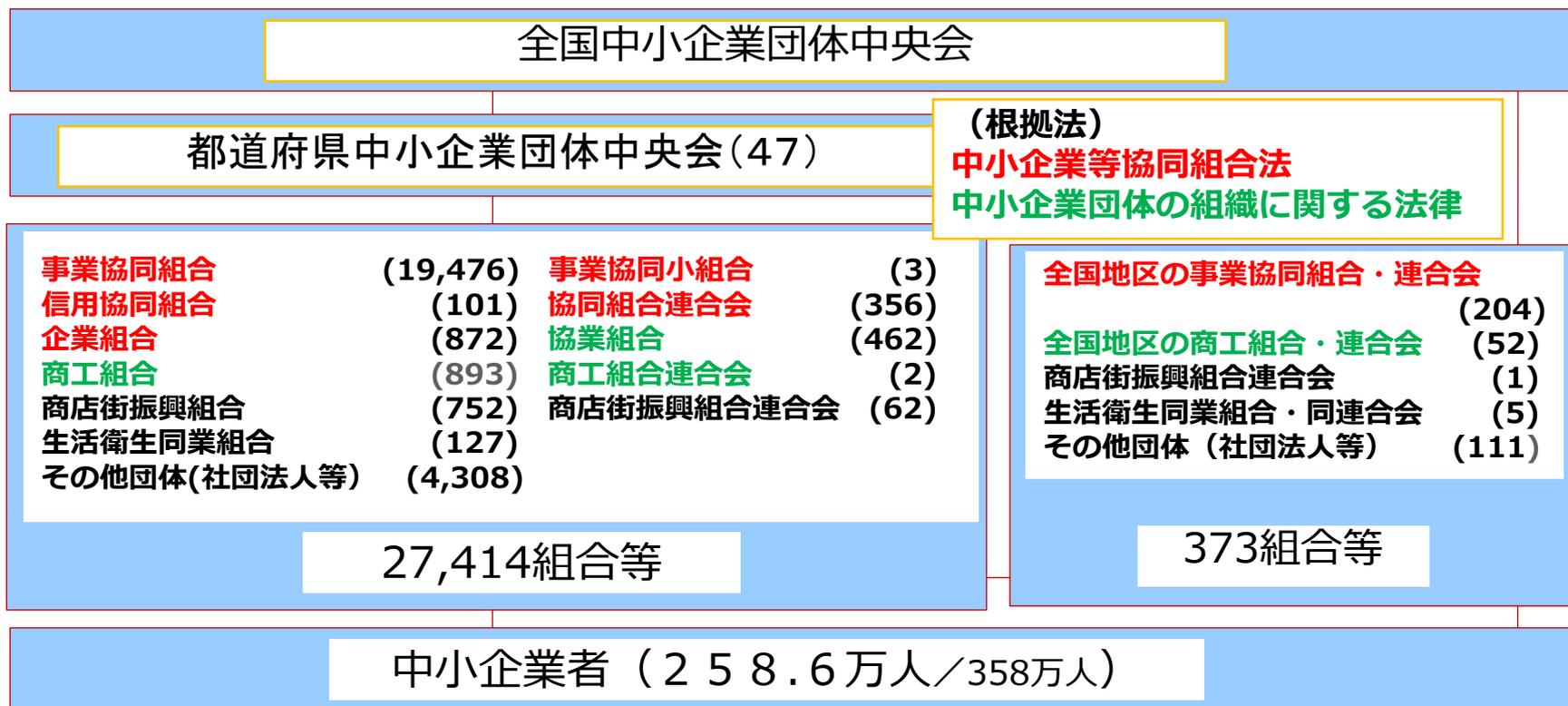
本日の説明内容

1. 中小企業団体中央会の組織概要
2. 官公需受注成功事例集にみる5つのポイント
3. 「連携事業継続力強化計画策定支援マニュアル」の作成
4. 全国中小企業団体中央会（全国中央会）の要望活動
5. 全国官公需適格組合協議会の活動について

1. 中小企業団体中央会の組織概要

中小企業団体中央会は、中小企業連携組織の専門機関です。その目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことです。

中央会は、中小企業等協同組合法および中小企業団体の組織に関する法律に基づき、47の都道府県中央会については各都道府県知事の認可により、全国中央会については経済産業大臣の認可により設立された法人です。



令和4年3月末現在

2. 官公需受注成功事例集にみる5つのポイント

官公需適格組合は、

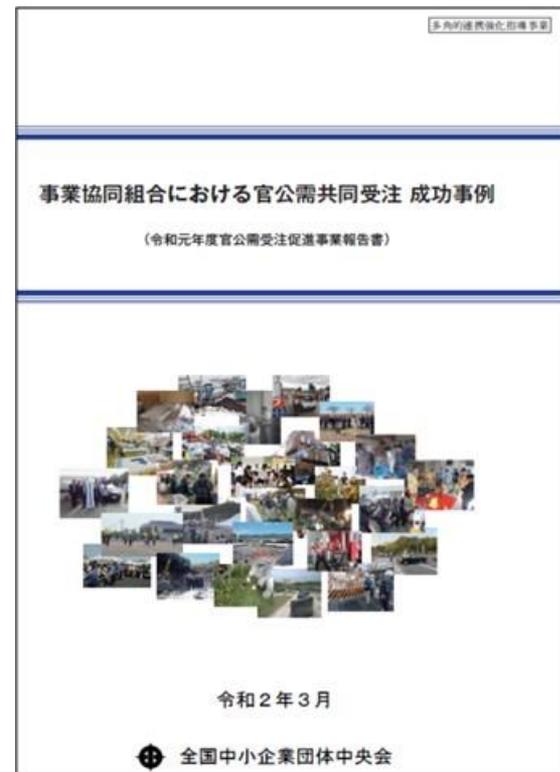
- ① 「**業界全体や組合員の資質・技術力の向上**」に秀でた組合
- ② 「**独自の技術やシステム開発**」に秀でた組合
- ③ 「**BCP策定や災害協定等行政との連携**」に秀でた組合
- ④ 「**地域貢献**」に秀でた組合
- ⑤ 「**提案受注**」に秀でた組合

であり、これらの特徴を発揮することによって、持続的に安定的な受注を達成しており、地域からの高い信頼を勝ち得ている。

官公需受注促進事業委員会 牛丸委員長メッセージより

(参考)

事業協同組合における官公需共同受注 成功事例 (全国中央会ホームページ)
<https://www.chuokai.or.jp/archive/kankouju/pdf/2019houkokusyo.pdf>



3. 「連携事業継続力強化計画策定支援マニュアル」の作成

全国中央会では、中小企業・小規模事業者が、事業協同組合等におけるパートナーシップ、取引先とのアライアンス及びサプライチェーンのリレーションを通じ、連携して事前対策を講じることは、自社の経営力向上をはじめ、取引先や消費者からの信頼獲得、ひいては地域経済の安定や地域貢献に寄与するものと考え、「連携事業継続力強化計画」の策定を支援するためのマニュアルを作成しています。

【社会インフラ・官公需編】

【ご存知ですか？ 社会インフラ・官公需型組合の連携事業継続力強化】

連携事業継続力強化計画策定支援マニュアル 【社会インフラ・官公需編】

水平的連携 同業種 連携構成：組合+14事業者(組合員)

群馬県高崎市新後町281-3
http://www.gesuldoukumiai.com

高崎下水道管路施設管理業協同組合

高崎市で下水道管路施設維持管理業を行う事業者で構成される組合であり、官公需連携組合である。高崎市において、公共下水道などの運行対応の柔軟性を確保することを目的に組織され、高崎市からは下水道の設計や施設など施設維持における下水道の調査や修繕事業を受託している。

取組みのポイント

- 連携が円滑な関係の構築
平常時から関係性の強い組合企業で連携し、協議・協議関係性が構築されていたことから円滑に連携が進んだ。
- 事業者のリーダーシップ
当組合では、独立以来、理事長が理事長を務めており、組合員企業からの信頼が厚く、理事長が先導したことから円滑に連携の構築が可能になった。
- 組合員間の連携
●協会の連携対応体制が役割分担をベースとして、連携に貢献する計画も最前線にとどめることで、組合員企業への負担を最小限にとどめて計画を推進することができた。
- 中央会の伴走支援により、組合としてもしっかりと事業に関する責任を担うことができた。

計画策定のきっかけ／策定までの流れ

群馬県中央会からの働きかけでスタート
群馬県中央会の役員より、BCPの推進の一環で連携型の事業継続力強化計画について連携先に話が持ちかけられた。
災害対策能力を磨けるものを導入して当組合に本事業の取組みが盛り込まれることになった。

既存の組織を活用し、活動が計画策定
業務上の連携など災害が発生した際に、平時でも連携が密に組合内にあることから、計画を策定する際には既存の取組みを活用することで効率的な計画策定が可能になった。

INFORMATION

組合概要

設立年月：平成13年1月
組合員数：14名
職員数：1名
出資金：3,000,000円

組合事業

- 下水道管線管理の共同業務
- 組合員の事業に必要な機械器具・消耗品等の共同管理
- 下水道管線管理の修繕・保守
- 組合員の事業に関する法令や技術の向上又は組合事業に関する技術の普及を図るための教育及び情報の提供
- 組合員の福利厚生に関する事業

連携によるメリット／計画策定による効果

- 災害対応能力の向上
公共性の高い事業の特色を踏まえ、当組合では高規格からの信頼を醸成するために、災害対応能力の向上を力を入れている。
災害にも対応できるように組合では24時間体制でトラブル対応可能な体制を構築するなど柔軟な取組みが行われていた。今回の取組みも災害対応能力の向上の一環である。
- 能力の磨き付け
当組合は平常時から取組みの高規格、高標準と災害対応を継続しており、市との災害対応に関する連携も進んでいる。
一方、災害に対応する能力を磨ける機会や資格などを取得していないことから、本計画に賛同し、災害対応能力を磨き付けることに賛同するものとして策定、申請を受理し、策定に至った。
- 事業への波及
組合員の協定企業での事業継続力強化計画に賛同することによって、協定企業間で計画に連携することを確保するために、引き続き群馬県中央会の支援を希望している。

【ご存知ですか？ 社会インフラ・官公需型組合の連携事業継続力強化】

連携事業継続力強化計画策定支援マニュアル 【社会インフラ・官公需編】

水平的連携 同業種 連携構成：組合+7事業者(組合員4、員外3)

佐賀県小城市牛津町乙柳867番地7

天山地区環境整備事業協同組合

昭和50年代に遡るトイレの水洗化に対応するために、当初は浄化槽の維持管理を共同して取り組むことを目的として設立されたが、現在では浄化槽に加え下水道処理施設や一般廃棄物に関する組合員の技術向上、情報共有、災害対応等を目的として活動している。
一般廃棄物の収集・運搬を行う4事業者で構成されている。近年の水害の被害をふまえ、災害時にも事業継続を実現し、市民の生活を守ることを目的に、計画の策定を行った。

取組みのポイント

- 地域の本来行う「後継者の会」を中心とした策定
計画の策定には、長期的な観点で策定するため、各組合員企業から次世代を担う人材を選出し、発足・活動していた「後継者の会」を中心に策定を進めた。計画策定に取り組むことが、組合内の連携強化にもつながり、取組みによる成果が期待された。
- 平常時の取組みの活用
「日本は全国どこでも災害が起こりうる」との危機意識を持ち、令和元年度には佐賀県中央会の事業を活用してBCP策定研修会を開催すると、目標から災害対策へ意識的に取り組んでいた。平常時の取組みを活用することで効率的な計画策定を実現した。
- 佐賀県中央会による作成支援
行政からの委託事業が多いこと、地域住民の生活の基盤となる事業を行っていることから、災害対応に関する業務を重要な任務とらえ、本計画を策定。本計画やBCPの策定にあたっては、佐賀県中央会による後押しがあったことが大きい。

計画策定のきっかけ／策定までの流れ

災害時でも市民の生活を守るために
令和元年及び令和3年の水害を踏まえて、災害対策の重要性を再認識した。地域住民の生活基盤を守っていただくためには組合だけでなく、地域の事業者と連携する必要があると考え、災害への対応能力を向上することを目的に、本計画の策定に踏み切った。

リーダーと連携の存在
本計画を策定するにあたり、事業者ごとの意向の強いリーダーの取組みに対する姿勢の強さがあった。昭和51年の組合設立以来45年にも及ぶ歴史の中で培われたチームワークにより、事業者のすれ違いを乗り越え、計画の策定へつながった。
また、当組合では平常時から各組合各社の教育活動に熱心に取り組んでいた。取組みの成果もあり、力を伸ばしてきた「後継者の会」が活躍。計画策定を大きく推進した。同時に後継者人材の成長もつなげた。

INFORMATION

組合概要

設立年月：昭和51年11月
組合員数：4名
職員数：1名
出資金：2,000,000円

組合事業

- 浄化槽の設置、保守、清掃に関する正しい知識の普及啓発
- 公共下水道・農業集排水処理施設等の整備、計費状況の調査
- 組合員・従業員が技術向上を図るための研修会・研修
- 集塵、機械器具の共同購入、共同利用
- 常任・常務委員の研修会・研修会の実施
- 組合員・従業員の福祉を定めるためのレクリエーションの実施等

連携によるメリット／計画策定による効果

- 脅威からの高評価
計画策定を受けた後に、関係機関からのインタビューの依頼が相次いでいる。当組合としては、当然と認識している「災害対応」への取組みであるが、両面からは予想を超えた評価が与えられた。
- 組合員の連携能力強化
「後継者の会」メンバーの連携による取組みの推進により、次世代を担う後継者たちの確かな関係性が強固なものとなった。今後「後継者の会」が災害への事前対策に取り組むことが期待されており、一層の連携強化が見込まれる。
- 継続的な取組みへの発展
計画を策定したことで、災害対応に関する能力が向上したと認識しているが、超えて平常時からの継続的な見直し体制の重要性を認識。組合内で平常時から取り組み続ける意識を醸成することにつながった。



さらなる制度の普及促進、計画策定支援の推進に向けて継続活動中
(組合型・業種連携によるモデル活動の例示、青年部やWG活動活用の取組手法の提示など)



「連携事業継続力強化計画策定支援マニュアル」において 社会インフラ・官公需型組合における連携のメリットや特徴を掲載

COLUMN



社会インフラ・官公需型組合における連携のメリットや特徴

事例から紐解くと、社会インフラ・官公需型組合における連携のメリットや特徴としては、以下が挙げられます。

信頼性向上／ロゴマーク活用

社会インフラ・官公需型組合は、その特性上、大規模な災害時であっても速やかにサービスを再開させなければなりません。そして、官公庁や市区町村、地域との結び付きが強い為、平常時からの災害等の備えによる「信頼性向上」が重要なカギとなります。

連携事業継続力強化計画は、まさしく組合・組合員の事業継続力を高める取組みであり、加えて認定事業者には「ロゴマーク」が付与されることから、対外的なPR・信頼性向上にも繋がります。

また、災害対策等に関する意識を高く持っている組合が多い業種でもあります。この流れに乗り遅れないよう、本制度を有効活用しましょう。



他団体等との連携を検討する(連携の範囲を広げる)

災害発生時における各種復旧・復興対応については、自組合の業務だけでは完結しないことが想定されます(例えば、水害が発生した際のトラブル対応においては、水道事業者・土木関係事業者等の様々な業者との連携が求められます)。自社の業務を補完するという観点だけでなく、災害時に連携する事業者との観点から、連携の範囲を広げることも検討しましょう。

地域で起こり得るリスクをしっかりと把握する

社会インフラ・官公需型組合は、「地域復旧・復興」に直接関わることから、しっかりと自身の地域で起こり得るリスクを把握することが重要です。自分の地域ではどのような災害が起こりやすいのか、それが発生した場合、自組織だけでなく「地域」としてどのような被害が発生するかを把握しましょう。

【社会インフラ・官公需編】



Contents

| | |
|---------------------------------------|---|
| 目次 | 1 |
| 1. 何で連携するの? 社会インフラ・官公需型組合の連携事業継続力強化計画 | 1 |
| 2. 連携のメリットとデメリット(官公需型組合) | 2 |
| 3. 連携のメリットとデメリット(民間型組合) | 3 |
| 4. 連携のメリットとデメリット(官公需型組合) | 4 |

全国中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.or.jp/>

4. 全国中小企業団体中央会（全国中央会）の要望活動

中小企業団体全国大会決議

毎年1回、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展をめざしています。



令和4年11月、長崎県で開催された第74回全国大会



第75回全国大会（宮城大会）チラシ

第74回中小企業団体全国大会決議事項（令和4年11月10日）

【官公需対策の強力な推進】

＜重点要望＞

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策、自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約や前倒し発注を実施するなど、官公需適格組合等を積極的に活用すること。
また、防災・減災に向けて地方公共団体と災害協定等を締結している官公需適格組合等への優先発注に努めること。
- (2) 予定価格の積算は、省庁で異なる調査や額の決定方法を統一して、適正な単価設定を行うこと。特に、燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、最低賃金額の改定に合わせた人件費上昇分とともに、感染防止対策経費なども確実に盛り込むなど、予定価格の見直しに努めること。併せて、働き方改革関連法に対応した必要経費についても適切に計上すること。
- (3) 納期や工期については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などの配慮が必要なことから、全ての地方公共団体に対し、柔軟な設定を促す周知徹底を図ること。
また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合であっても、発注機関は契約金額を一方向的に減額要請しないこと。
- (4) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額を大幅に引き上げること。

個別要望事項

- (1) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、必ず目標を上回る契約実績を達成すること。
- (2) 地方公共団体に対しても国等と同じく中小企業者向け契約目標額及び目標率の策定を義務付け、契約実績の確保に努めること。
- (3) 発注機関は、年間を通じて発注の平準化に努めること。
- (4) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して官公需適格組合制度及び総合点数の算定特例制度の周知を図るとともに、官公需適格組合への受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。
- (5) 官公需受注における地域中小企業の優先落札、社会課題に積極的に取り組む官公需適格組合に対して、官公需発注における評価制度を設けること。
- (6) 適正価格での受注確保のため、国等は「最低制限価格制度」を導入するほか、著しい低価格による落札が行われないよう「低入札価格調査制度」を積極的かつ適切に運用すること。また、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。
- (7) 分離・分割発注の積極的な推進に努めること。
- (8) 官公需の印刷発注等における知的財産権の取扱いについては、権利範囲を書面で明確にするとともに、受注者の知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう周知徹底を図ること。
- (9) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、実態に配慮した要件に緩和すること。
- (10) 「官公需総合相談センター」への予算措置を講じること。
- (11) 官公需受注における公共調達制度（戦略的政府調達）を新たに導入し、長期購入契約の対象の拡大などに努めること。

5. 全国官公需適格組合協議会の活動について

<概要>

団体名 全国官公需適格組合協議会（略称：全国適格協）

会長 針 生 英 一（宮城県官公需適格組合協議会会長）

設立 1982年6月25日

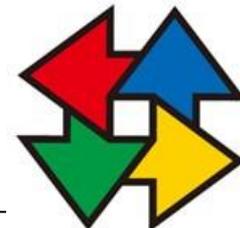
目的 全国の官公需適格組合の結束によって、共通する諸問題の解決を図り、また官公需に関する情報を迅速に提供し、かつ、会員相互の交流を活発にすることによって各組合の受注体制の整備、受注能力の向上を実現し、中小企業の経営の安定とその経済的地位の向上に資することを目的

事業内容

- 官公需の受注確保を図るための関係機関との連絡及び協議
- 官公需受注等に関する調査及び研究
- 官公需に関する会員との連絡及び情報の交換並びに提供
- 官公需受注体制の整備及び受注能力の向上のための研修会等の開催
- 官公需の受注確保を図るための関係機関に対する建議及び陳情
- その他本会の目的達成に必要な事業

会 員（令和4年4月現在）

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1号会員（都道府県協議会） | 15会員（傘下261組合） |
| 2号会員（都道府県の適格組合） | 10会員 |
| 3号会員（全国地区の適格組合） | 4会員 |



【ロゴマーク】

官公需適格組合が地域経済の活性化に向け、全方位的にエネルギーに活動するイメージを4つの矢印で構成しています。

また、中央に位置する正方形は、仕事に対して公明正大に取り組む姿勢を表現しています。

<参考> 京都宣言（平成26年6月27日）

官公需適格組合は、地域経済を支える中心主体のひとつであることを自覚し、地域・住民・環境などのより広い視点に立ち、地域の専門家集団として、事業を通じて地域内再投資力を強化することにより、地域の持続的発展に寄与するとともに、外部経済環境の変化に強い地域経済の構築に努めることを、ここに宣言する。

一. 地域視点、住民視点の官公需適格組合へ転換

官公需適格組合は、組合員の相互扶助と資本力・技術力の向上を目的として設立された公共性の高い組織であり、相互扶助の理念に加え、あらためて地域視点・住民視点から地域経済・社会への連携を深める。

二. 事業を通じた地域住民・社会へ貢献

官公需適格組合は、新技術や新工法を積極的に取り入れ、異業種との連携を図り、環境に配慮した事業を共同事業として提案し、「官」と「民」双方の要望に応えることで、事業を通じた社会貢献活動と同時に地域内再投資力を強化する事業展開を目指す。

三. 地域経済活性化、地域内再投資力強化の取組

地域経済は、地域に根ざした中小企業により行われる日々の経済活動によって成り立っている。新たな技術、新たな手法、新たな仕組みの提案に際しては、資材の現地調達や地域環境に配慮した施工・設置方法を検討し、地域内再投資力の強化が可能な方法を採用することにより、外部経済環境の変化に強い地域経済の構築に努める。

四. 地域貢献活動の展開

官公需適格組合は、中小企業団体としての特徴を生かし、中小企業振興基本条例、公契約条例の制定、防災協定の締結や各種地域主催行事への参加に加え、より俯瞰的な視点に立ち、地域経済・社会全体の発展を目指す。

五. 官公需適格組合及び協議会の機能強化と都道府県団体と連携

官公需適格組合は、地域の中小企業が集まり設立されている、いわば「地域の専門家集団」である。組合そのものと協議会の地域経済分析・情報収集能力を強化し、地域経済活性化の重要な担い手となることを目指す。

そして、全国的な組織である全国官公需適格組合協議会の機能を発揮し、地域横断型の課題に対して全国に存在する官公需適格組合協議会や他組合、異業種団体との連携を深める。